



無事、引っ越しが完了しました。今回は2ヶ所への引っ越しということもあり、どの荷物をどこへ運ぶかという点にも気を配りながら荷造りに没頭していました。前回と同じく、開始直前の朝9時になってようやく完了し、あれやこれやで9時間弱の引っ越しとなりました。今はまだ段ボールの山に囲まれています。みなさまぜひ、新事務所へあそびにいらしてください。



## 1. 労働時間



### ●労働時間、上限規制全業種に！

～建設・ドライバー・医師等も～

→労働時間は、原則1日8時間・週40時間です。これを『超える場合は月45時間・年360時間まで（限度時間）。さらに臨時特別な事情がある場合は年720時間・単月100時間未満（休日含）・複数月平均80時間以内（休日含）・限度時間超は最大年6回まで延長することができます』（＝上限規制）。これに対し、仕事の特性から上限規制が猶予されていた業種にも、4月から上限規制が適用されることになりました。

#### 【労働時間の上限規制】

##### ■建設

- ・原則、**上限規制適用**
- ・**災害時**は、単月100時間未満・複数月平均80時間以内が適用されず

##### ■ドライバー

- ・時間外**年960時間**まで
- ・単月100時間未満・複数月平均80時間以内・限度時間超最大年6回まで、が**適用されず**

##### ■医師

- ・時間外・休日**最大で年1,860時間**まで
- ・単月100時間未満・複数月平均80時間以内・限度時間超最大年6回まで、が**適用されず**

## 2. 育児・介護

### ●育児介護休業法等改正案、国会へ

～R7.4（※は公布から1年6ヶ月以内）から開始予定～

→仕事と**育児・介護の両立**にむけて、法改正が行われます。

【改正育児介護休業法等】（おもなもの）

- ※・**3歳以上小学校就学前**の子を育てる従業員へ、**始業時刻等の変更・テレワーク・短時間勤務・新たな休暇の付与・働きながら子育てしやすくするための措置のうちから2つ**を利用できるようにすること（**個別周知・意向確認**も）
- ・所定外労働の制限の対象範囲を、**小学校就学前**までに拡大
- ・子の看護休暇を**行事参加**の場合も取得可能とし、範囲を**小学3年**まで拡大。勤続6ヶ月未満の除外を廃止。
- ※・妊娠・出産の申し出時や子が3歳になる前に、仕事と育児の両立に関して**個別の意向聴取・配慮**を義務づけ
- ・育児休業の取得状況の**公表義務**の対象を、300人超に拡大
- ・行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る**状況把握・数値目標の設定**を義務づけ
- ・従業員が家族の**介護**を申し出た時に、両立支援制度等について**個別周知・意向確認**を義務づけ
- ・両立支援制度等に関する**早期の情報提供、雇用環境の整備（研修等）**を義務づけ
- ・介護休暇について、勤続6ヶ月未満の除外を廃止。

→育児休業に続き、**介護**についても個別周知・意向確認が義務化されます。急ぎ、制度の内容を理解する必要があります。

## 今月のピックアップ



### ●労働条件通知書・雇用契約書は電子取引データ！～電子保存～

労働条件通知書をメール添付やクラウド上で授受した場合、**電子取引**に該当し、**データ**として保存する必要があると、国税庁の電子帳簿保存法一問一答に掲載されました。

### ●育児休業給付金、延長審査厳格に！～R7.4から～

受給期間を延長させるために入所の意思がないにも関わらず保育所へ申し込みをする方が増えているため、**申告書・保育所申込書（写）**の添付が追加されることになりました。

### □お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦 1-20-25

広小路YMDビル 10F

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

